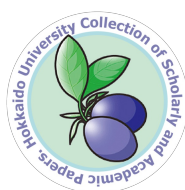




Title	当事者の自己実現と「教育の公共圏」についての研究：浦河町「べてるの家」の教育実践を事例として
Author(s)	中俣, 保志
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 87, 157-176
Issue Date	2002-12
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.87.157
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28872
Type	departmental bulletin paper
File Information	87_P157-176.pdf



当事者の自己実現と「教育の公共圏」 についての研究

— 浦河町「べてるの家」の教育実践を事例として —

中 俣 保 志*

A Study on Realising of Learner and “Public Sphere of Education”

Hoshi NAKAMATA

【要旨】本稿は、ある当事者（特に「精神障害者」）支援組織を対象としてその当事者支援の実践過程を分析し、実践における教育的関係の形成・当事者の自己形成・共同学習を支える実践の実態を明らかにした。まず当事者支援組織の行なった当事者の仕事作り街づくり実践における教育的な効果を、当事者の社会進出という点で検討した。ついで当事者組織が行なっている当事者自身の学びを支える専門職の現状、及び当事者の自己形成を支える教育的関係の現状を、関係者の聞き取りをもとに構造化した。本論では、当事者の自己形成を、当事者が自身の障害を、自分のものと受け止めるという点に重点をおき、以上のような学びが形成される教育的関係を、「教育の公共圏」として、当事者組織が当事者の自己形成を果していく過程と当事者組織の形成する教育関係との過程が、実践の展開に即して描かれる。

【キーワード】当事者公共圏、教育の公共圏、当事者の自己形成、自己教育

1. 課題の設定

社会の中で「なにが公共的な課題なのか」という問いは、一方でその問いを発する担い手が「どのような文脈で公共性の中身を主張しているのか」という担い手自身の社会的存在に対する分析を前提にしつつ問われざるを得ない。歴史が示してきているとおり「公共性」とは、歴史的にはその時代の社会の根本的な問題を隠蔽する際の論法として登場したり、またはその矛盾を隠蔽している社会自身の矛盾を暴露してきたりするという文脈の中で発見されてきた経緯があるからである¹。そうすると「公共的なこととして取り扱われない社会的な問題」を抱える社会構造——言わば社会的排除の構造——上の制約と、「公共性を問いうる主体」とは相互に関連しているので切り離して議論することはできないであろう。

そうすると社会の公共的な問題を問いうる領域——さしあたり公共圏と呼ぶことにしよう²——は、社会的排除の構造を差異化し変革する主体の社会参加（もしくは社会進出）を、個別に

* 北海道大学大学院教育学研究科博士課程

焦点を当てることで明確にせざるを得ないであろう。このような視点に対して、現在では、「当事者公共圏」もしくは「公共圏」という用語が用意されている。これは、「なにが公的か」を決定してきた主体が、一面で資本や国家権力という社会的排除の担い手としても機能する社会システムに共犯的であった歴史を受けて、いわば「公的な問題」を語る領域から排除された人々の声にも公的な意味がある（親密的な空間も公共的な問題として扱う必要がある）という理論的提起から生まれた用語である³。

公共性から排除された当事者による公共圏を積極的に位置付けようとする考え方は、社会教育の領域で伝統的に自己教育運動として捕らえられてきた住民運動に対する視角とも重なり合うはずである。一方で地域の足元から対抗的な公共性を発現する条件として、一定の社会的な条件すなわちコモン＝共同性を媒介項として理解する論者⁴も存在する。筆者の理解では、共同性を媒介にし社会的排除を乗り越えて自らの社会進出の基盤を確保する対抗的な当事者公共圏においては、その基盤に学びの契機があり、さらにそれを組織化する必要上、教育的関係⁵を含む実践的共同関係がその基盤として成立するものとして考えられる⁶。この後者を特に「教育の公共圏（対抗的な公共圏を正統化するための教育的関係の構築）」とするならば、以下の部分を実践に即してその構造・内容を具体的に分析する必要があるように思われる。第一に、対抗的な当事者公共圏の社会進出を可能にした社会的条件を考察すること。第二に、以上の当事者公共圏の社会進出を可能にする「教育の公共圏」の構造を具体的に分析すること。このような共同性の理解は、対抗的な実践を分析する際に、ある社会構造的な文脈で社会的排除に対抗する実践が発現する可能性や、更には「なにが公的か」という問題圏に参加するための社会的担い手の条件を考察する際に有益な議論であると考え⁷。

本論では、公共圏のみならず、一般的な社会生活からすら排除されがちな精神障害者（以下当事者）の自立支援活動を対象としつつその実践の持つ意義と限界とをふまえ、彼らが生活している領域内において社会的排除構造から脱却しようとしているのか、そしてその脱却の仕方に対応する「知の営み＝学習・教育」はどのようなものであるのか、という点を明確にすることで、精神障害者にとっての社会参加を検討するものである。また、以上の議論は、社会参加（進出）を可能にする実践の「知の営み」が、一定の条件のもとに発現していることを確認するものでもある。またここで留意されねばならないのは、当事者公共圏論が、当事者による「公的な問い」という限界を持っているという点である。当事者の存在自身が既存の社会空間に差異化をもたらすとしても、やはり当事者がそこに存する限りにおいて、社会構造との間に共通の相互承認を可能にする努力を行なっているはずである⁸。つまり排除が基盤となる基礎構造の対応において、そのような状況を乗り越える実践の意義が理解される必要があるだろう。既存の社会的排除の構造から、新たな社会進出を担う主体の発見との構想において、社会的排除を乗り越える議論は発展する⁹と考えられる。

以上の課題を踏まえた上で考察の素材を提供してくれる具体的事例として、北海道浦河郡の浦河町社会福祉法人「べてるの家（以下「べてるの家」）」の実践を取り上げる¹⁰。「べてるの家」を取り上げたのは、彼らの活動が1978年から行なわれてきた当事者主体の自立支援活動を基盤としたものであり、更に障害者と共生する街づくりを実践自身が目的としてあげているからである。更に彼らの実践に注目した第二の理由として、彼らの実践が当事者の社会関係を越えた地域的な普遍性を持つ実践的な課題に着手することで、自らの当事者生活支援運動の限界を乗り越えるようとしているように筆者には思えたからである。本論ではまずかれらの当事者生活支

援活動とその教育的な営みを明確にし、そのうえで彼らの活動の限界を確認する。また彼らの当事者支援活動が、学校教育との連携により新たに自らの限界を乗り越える実践を行なっているのを確認する。以上をふまえ、「べてるの家」の当事者運動が「如何なる形で自らの当事者性を『公共性』の次元へ普遍化していったのか」「公共性の普遍化を行なう際の『知の営み』とは如何なる条件として把握されるのか」、さらには近年の学校教育の現場に「べてるの家」の当事者が参加する実践において「べてるの家の実践と教育実践を結び付けている条件は何か」といった疑問に対し、実践の展開を確認しながら条件を明確にすることが本論文の課題である。

方法としては、聞き取りにより、以上の教育的関係を明らかにすることとした。

聞き取りの対象者は以下のとおりである。

医療関係者：M氏（精神科ソーシャルワーカー（以下「PSW」と略記)), K医師

「べてるの家」スタッフ：H 2氏

当事者：S 2氏, O氏, H氏, M 2氏, Y氏（Y氏, H氏に関しては、出版物からの引用）

浦河町教育委員会社会教育課 I氏, A氏

浦河町第一小学校教諭 S 3氏

浦河町荻伏中学校教諭 F氏

浦河町企画課 M 3氏

「べてるの家」協力者 S氏（S氏については出版物からの引用）

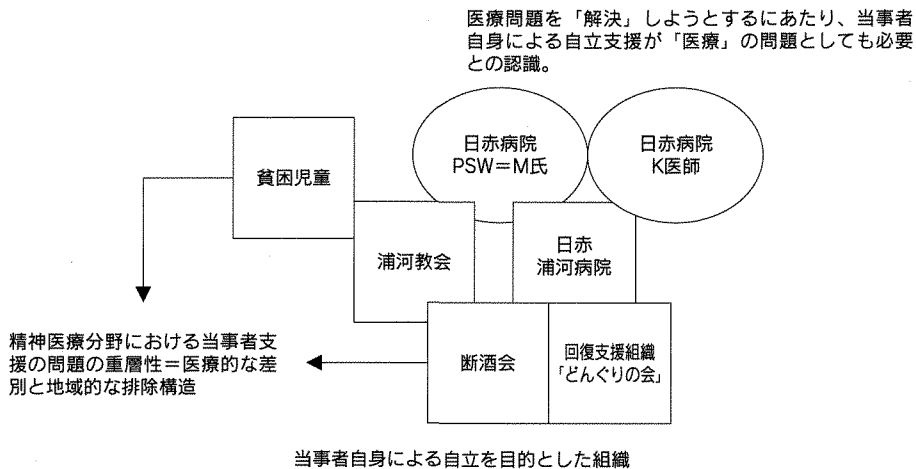
2. 浦河町「べてるの家」の活動

それでは具体的に「べてるの家」の活動に注目してみよう。その際に、まず留意したいのは、「べてるの家」の活動における学習・教育¹¹的な関係である。その関係は大まかに三つの性格があるといってよいだろう。一つは、「べてるの家」のスタッフや当事者同士で、当事者の仕事作りという点に注目した街づくり活動・実践を通して形成される学習・教育の関係と、もうひとつは、べてるの当事者メンバーと医療専門家の間でなされる医療関係における学習・教育的関係。最期に「べてるの家」の実践が、「教育」とくに学校教育の問題領域にコミットしてきていることによって形成されつつある関係である。結果先取りの過ちを犯すとすれば、本論の主旨としてはとしては、「べてるの家」の実践（医療・街づくり・教育現場への進出）が、彼らの当事者性の限界を乗り越える教育的な実践であるという評価をしたい。そこで、このような当事者性の限界を乗り越える実践がいかにして可能になったのかを理解するために、「べてるの家」の活動史を見ていくことにする。

(1) 「べてるの家」の活動史——街づくり活動と当事者支援活動

「べてるの家」とは、障害をもつ当事者約 150 名、スタッフ 20 名からなる、「小規模授産施設、作業所、有限会社、共同住居の 4 つの柱からなる共同体の総称」¹²である。歴史的には 78 年 PSW の M氏が浦河赤十字病院に着任したことから端を発する。当時同院精神科には、アルコール中毒患者などが多く、また彼らが入退院を繰り返すごとに町内でトラブルを起こし、地域社会にとっても「患者」にとっても絶望的な状態であったという¹³。M氏は、患者との対応の中で、アルコール依存患者が実は「日雇い労務者」や「アイヌ」の人々など、当時社会的に排除されていた層と重なることに注目する。このような患者に対して、断酒会という当事者グループの

図1. 「べてるの家」の前進期（78年～84年）



形成により「回復」する「療法」が取られることにヒントを得て、精神分裂病者の回復期当事者グループ「どんぐりの会（当事者10名程度）」を設立する。「べてるの家」の前身とも言えるこの時期は地域と病院あるいは地域と患者の関係は、社会的差別偏見が根強く患者や回復期にある当事者にとって困難な時期ではあったが、一方で当事者の社会的自立によって地域社会との関係を改善する実践の萌芽が、M氏を中心とするネットワークによって形成されていく時期でもあった。このようなM氏らのネットワークは、さらに協力者を得て、活動を発展させる。80年当時着任したばかりの浦河教会MY牧師は、断酒会やアルコール依存患者の子供たちを対象とした日曜学校など、M氏の実践に協力していく。さらに後に病院内で「べてるの家」設立に強い影響を与えるK医師との出会いなどもあり、M氏の病院内での実践はより強化される。特にアルコール依存患者の院内での処遇をめぐるM氏とK医師の協力関係は強固なものになった¹⁴。また後に「べてるの家」の当事者のリーダー的な存在となるH氏に対して、生活の糧を用意するため昆布の袋詰め内職を行うことになる。こうした背景もあり、教会、病院内の医師とPSW、「どんぐりの会」という限られた関係でありしかも、地域と当事者の関係は「アクセントだけ」という厳しい状況はあったが、一方で医療専門家のM氏・K氏が、アルコール依存症や精神分裂病者の医療問題を地域の社会的排除構造との関連において問題化した時期でもあった。そしてそのような問題の把握の仕方は、当事者の自立支援として「昆布袋詰め作業」という当事者の労働の場の確保を、医療専門家が意図的に実践課題として取り組み始めた時期でもある。またさらに80年には教会の改築に伴い旧教会を当事者の共同住宅として改装し、当事者の住環境整備を課題とする支援活動を展開する。図1のように整理できるこの時期は、いわば「べてるの家」の活動の基盤が形成された模索の時期（78年～84年）でもあった。

ところがM氏は1983年に病院内から締め出されるということになる。これは、K医師が研修を終え札幌に戻ったことと、M氏とK医師が行った実践に対して意見の異なる医療関係者が地域住民の苦情を理由にM氏を一時的に病院から引き離すことで彼らが行う以前の状況に病院を戻そうとしたためである¹⁵。以上のような状況の下、今まで同様の実践を「どんぐりの会」だけで行うことに限界が生じ、84年新たに「べてるの家」という形で当事者と町内有志によって地域との接点をより強く求める活動形態に変化していく。

表1. べてるの家の活動史

年代	主な出来事	備考
1978 年	4 月 浦河日赤病院に PSW として M 氏着任 7 月「べてるの家」の前身の回復者組織「どんぐりの家」発足	地域内での活動模索
1980 年	8 月 旧教会会堂を当事者の共同住居として提供	
81 年	K 医師 2 年間の研修医として浦河日赤病院に勤務	
83 年	10 月 当事者の仕事づくりとして昆布の袋づめ内職始める	
84 年	4 月 当事者・地域の有志により「浦河べてるの家」発足	
88 年	K 医師再び浦河に着任	地域内の事業による社会進出
	11 月 日高昆布産地直送事業開始	
1992 年	1 月 べてるの参加者異業種交流組織「日高 MUG」に参加	
	3 月 『べてるの家の本』発行	
	5 月 「金曜ミーティング」発足。	
93 年	7 月 有限会社「福祉ショップべてる」設立	全国的知名度上昇＝地域内での新たな課題
95 年	5 月 第一回幻覚&妄想大会開始	
	映画『ベリー・オーディナリー・ピープル』撮影開始	
	8 月 日赤病院食器洗浄部門請負開始	
96 年	1 月 共同住宅ガレージにて小火騒ぎ	
	3 月 介護用品店「ぱぽ」開店	
	11 月 第一回「名古屋べてる祭り」、べてる経営セミナー開始	
97 年	8 月 Fax 通信「ぱびふべぽ」発刊	
	12 月 TBS「報道特集」全国放映	
98 年	4 月 「AERU」公園管理作業開始	
	6 月 当事者による銀行「どりーむばんく」発足	
99 年	エコトン事業発足、10 月介護保険事業に用品レンタル業務として参加	
2000 年	8 月 精神分裂症者自助グループ「浦河 SA」発足	
	9 月 循環型社会を目指しエコトンクラブ設立	
01 年	6 月 所得倍増計画「プロジェクト B」として自主企画ビデオ「精神病を生きる」発売	
	9 月 新事務所として「ニューべてる」設立	
	11 月 浦河小学校社会科授業にべてるの当事者参加	
02 年	2 月 「社会福祉法人べてるの家」設立	

一方で、88 年昆布の内職はトラブルなどを逆手に取り自主産直事業として行うことになる。この間当事者同士でミーティングを行い昆布の事業化を決定したことが、後の当事者活動に大きな影響を与えていく。今までは、あくまで内職作業として行っていた労働作業が、浦河漁協などを介して昆布を仕入れ加工製品化する「べてるの家」の単独事業になったのである。さらにこの単独事業化への方向転換を当事者自身が話し合いによって決定したことにも注目してよいだろう。ちなみに日高昆布の産直事業によって「べてるの家」は 89 年には黒字を得さらに 94 年には 1,000 万円台を超える事業成績を記録するまでになった¹⁶。また 89 年以降は、K 医師が再び浦河赤十字病院に着任するなどして、地域と当事者との接点を意識的に形成する実践を志向するようになるのもこの時期である。この時期の前半(84～89 年)「べてるの家」は実践の中心人物を病院から排除されてしまうという意味で困難を抱える時期であったが、後半(90～)期は当事者も含め地域内との接点を今まで以上に意識して実践を行う選択を取るようになりまたその成果が少しずつ発現するようになった時期ともいえる。特に 90 年代に入ってから、町内で主に中小企業商店主を中心とした異業種交流会である「MUG 日高」に「べてるの家」が産

業として自立するための相談を行いうる関係を取り結ぶことが可能になった。これにより当事者は、「仕事起こし」という課題を学ぶ場をえることとなる。これにより、普通は就業に苦労する当事者自身が経営に関する学習会に参加するようになり、当事者の当事者自身による事業運営の意識が共有されるようになった¹⁷のがこの時期の特徴といえよう。さらにその「日高MUG」とのつながりを元に、全国的に中小企業のコンサルタントを行なっているS氏との接点が出来ることになる。後にこのS氏とべてるとの出会いが、「べてるの家」の活動を全国的に広めていく契機にもつながった。またS氏の働きかけもあり、92年には「べてるの家」の活動を冊子としてまとめ出版することになる。後にこの本の編集委員会が発展的に解消し街づくり勉強会「ひとつぶ塾」として再出発を遂げることになる。また93年には紙おむつの販売事業などを中心とする有限会社福祉ショップべてるを創設するなど、地域内に新たな事業展開を行なっている。

以上のような90年代初頭の「べてるの家」の街づくり・仕事起こし実践の展開を受けて、97年の12月にはTBS系列の番組において活動が全国に放送されるなど、全国的な反響の成果もあり、当事者の社会的な自信と「べてるの家」の活動自身の成果とが、成長していった時期であったといえるであろう。これまでの実践を振り返ると、「べてるの家」はこの時期、88年までの実践の蓄積を受けて実践が全国的な規模でも展開し事業自身も大きく成長しつつ「労働の場」に当事者が社会進出することを可能にしたことで、それによる当事者の「生きる苦労」¹⁸の場(=学びの契機も広がり当事者が苦勞し学ぶ機会)が、創造されたことが大きな特徴としてあげられる。一方で、課題としては地域住民との協力関係が「労働」の場を通して広がっていく一方、当事者以外の地域住民の生活水準で評価される場面において、生活をともにしていない他の住民の一部は、『べてるの家』に何らかの態度表明は行なうが、その態度表明がすべて『べてるの家』の実践を理解する方向ばかりではないのも事実(当事者S2氏)」という当事者の社会進出の課題が出てきた時期であるといえる²⁰。

以上「べてるの家」の活動を街づくりとの関係で確認してきた。それによれば、べてるの家

図2. 84年～90年代のべてるの家の実践におけるネットワーク

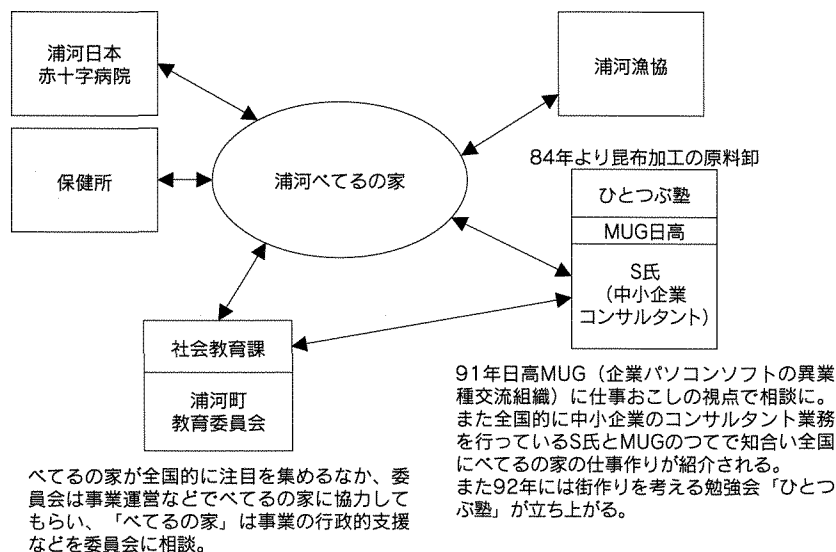
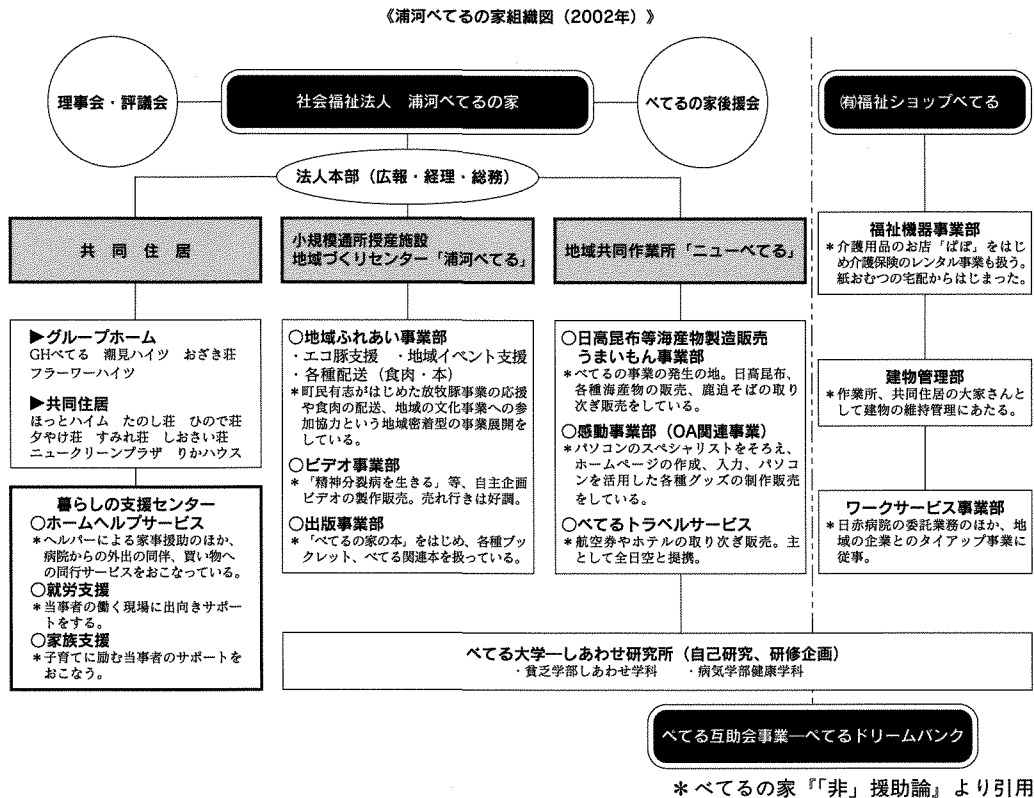


図3. 現在のべてるの家



の活動は、地域の協会、病院内の専門家のネットワーク、それに当事者という関係からスタートし、地域内において特定の街づくり層との協力関係を築くまでになったことが確認できた。さらにそのような町内の関係から出た成果として、全国的に活動が注目されたり、事業成績がその後押しを受けて展開した過程も確認できた。一方で、その過程の中で、当事者のトラブルにより近隣住民（特に生活を共有している層）に対する共同関係が依然課題として残っていることも確認された。

(2) 当事者の仕事作り・街づくり活動における学びの契機

一方でこの当事者の仕事作り・街づくり実践において「べてるの家」の関係者がえた教育実践的な成果について触れておこう。まず当事者の立場として、昆布の自主事業家にも喪直接関係したH氏が、一連の仕事作り実践を振り返って述べている所を確認してみよう。

H氏 「(中学校時代に特殊学級ですごしいじめを受けたり差別された経験から：以下()内は特にことわらないかぎり筆者の補足) みんなに馬鹿といわれたとき、一番腹が立ち、劣等感が強くありました。でも昆布の仕事をはじめ、俺にもできるんだと思えるようになりました。今は、昆布だけでなく、紙おむつの販売も手がけるようになりました。……中略……それでも病院には、まだまだたくさんの昔の仲間が残っています。その仲間が社会に出られるようになるために、みんなの力を借りてがんばりたいと思

います。……中略……（いろんなことを気にやみ発病している状態を）知らない人はおっかないと言いますが、心と心がぶつければ、何かと分かり合える人もいます。そんな人が、一人でも二人でもいると、病院の仲間も不安が無くなり、退院できると思います。昆布の仕事を通して、人の輪を広めていきたいと思います。」²¹

また「べてるの家」で運営している福祉用品名誉店長のY氏は、93年に会社として福祉用品店を立ち上げるのか否かを判断する当事者のミーティングにて、当事者自身で賛否が分かれ、かなり議論が紛糾した際、以下のように発言したとされる。

Y氏「私は、やっぱり会社をつくりたいと思うの。自分たちも病気になっていろいろと苦しい目にも会ってきたけど、べてるが会社を作ってお年寄りや障害を持つ人のための車椅子や介護ベットとかの商品を扱うっていうのは、そんな人たちと少しでも触れ合っただけでも分かり合えることになると思うし……。それは、べてるの始まるの時に大切にしていた『地域のためにできること』に当てはまると思うのね」²¹

この一言がきっかけで福祉用品店を会社化することが、ミーティング内で当事者同士同意されたという。以上のようにH氏やY氏は、仕事を得ることで地域で労働し人との接点ができることを、自身の障害と他者とが衝突しながらも理解しあえる可能性があることとして積極的に受け止めている。以前は、差別と偏見にさいなまれてきた自分の半生に対して異なる姿勢を、H氏は、労働する中での人間関係の広がりの中に見出そうとする姿勢が見て取れる。

一方で企業のコンサルタントを行なっているS氏は、一連の「べてるの家」の仕事作りの実践から、新たな企業作りのイメージをえている。

S氏「現代は『強者の論理』の時代ですが、『べてるの家』の物語は、新しい時代の『弱者の論理』が感じられます。人間は本来、一人では生きてゆけない弱い存在であり、その弱さを認め合った上でこそ、あるがままの自分を出すことができ、安心して生きていけるのではないのでしょうか。」²³

「もともと商売が成り立っていくことも、人生を幸せに生きること、結局は人間関係をどう築いていくかということであって、その成否は人と人が支えあえるかどうかということにかかっていると思います。……中略……べてるに染まれば、自分の色を取り戻し、人とつながれ、人が繁盛し、商売が繁盛していく。それは自分の生き方と経済活動を統合していくことであり、『降りていく生き方』そのものであると私は思うのです。」²⁴

以上のように、S氏はべてるの家の仕事作りの実践から、新たなスタイルとして、弱さを含めて連帯する人間関係の構築と類推的な関係にある経営・経済の方向性を見て取っている。いわば、S氏は今後の地域経済の課題として「べてるの家」の仕事作りの実践から、競争社会の論理をぬけてた対抗的な経済モデル＝人間を切り捨てない経済モデルの原形を学んでいる点が確認できよう。さらに現在では、「べてるの家」の仕掛け人のPSWのM氏は、以上のようなS氏の街づくり経済モデルを、「当事者の病気を含めた個性と、地域の過疎も含めた個性とが、渾然

一体となる」というような「地域全体の社会復帰」を理念とする地域づくりモデルとして、再定義している。M氏によれば、商売を行なうこと（それは一方で当事者が労働により社会進出することを含む）は当事者にとって自身の苦勞を見出す契機になるという意味で、当事者の会社は「『人間には越えられない苦勞があるということ』を守る装置」として理解されている。つまりM氏は、仕事作り・街づくりが、ある種当事者の他者理解（それは当事者の自己教育における学びの公共性）の基盤になることを指摘しているとも言える。

以上のように、84年から90年代にかけてのべてるの家の街づくり実践の課題は、当事者の仕事作り・街づくりを課題として行なうことであり、その実践でえられた仕事作り＝他者関係の構築を当事者や実践家が確認する時期であった。そしてその実践の成果を受けて、仕事作り実践が展開する時期であることが指摘できる。

このようなべてるの活動実践の歩みを以下では当事者の学習・教育関係の広がりという点で説明つけてみたい。その後に、「べてるの家」が2001年に取り組んだ授業参加実践を、以上のような課題を教育システムの再編によって克服しようとしている過程として評価し、それが当事者間に形成された教育的な関係を基盤とし浦河町の教育システムの持つ条件とあいまって、当事者学校教育関係者間に新たに、「べてるの家」の当事者性を乗り越えて実践を地域内で普遍化する可能性があることにも留意していきたいと思う。

3. 「べてるの家」の当事者支援活動と教育的側面

前述したように「べてるの家」の実践は、実践の初期段階から、医療専門家であるM氏とK医師が、ともに医療上の当事者支援を広く社会的排除関係の問題として結び付けて捉え、とかく人間関係でトラブルを抱えやすい当事者自身が積極的に人間関係を再構築しようとする方向で支援活動を展開した点に特徴がある。その際に重点がおかれているのが、当事者自身に人間関係を積極的に築いてもらうための教育実践である。具体的には、当事者自身が自らの「障害」を認識した上で自らの身の処し方を学習する必要がある。その場となるのが、「べてるの家」で行なわれているミーティングの場面である。「べてるの家」では、「三度の飯よりミーティング」という言葉がある。これは、当事者同士で何事も話し合う機会を重要視するということであるが、そのような話し合いの意味は以下にある。

表2. べてるの家のミーティングスケジュール

	午前	午後	夕方
月曜日	エコ豚事業ミーティング マルセイ共同燃料事業ミーティング SST バラバラの会（べてるの家） 金曜ミーティング（べてるの家）	共同住宅ミーティング	
火曜日		SA (Schizophrenics Anonymous: 精神分裂病など当事者による自助グループ) (日赤病院)	
水曜日		SST (日赤病院)	
木曜日		MMP (Meny Many People の略)・ビジネス SA・生活支援・暴発ミーティング	
金曜日		ALIVE (日赤病院)	

表 3. べてるの家の教育実践

	目的	成果	備考
SST・SA・アライブ	当事者間の関係形成	自らの症状と格闘する際の基盤確立	90年代後半から本格化
事業運営のミーティング（ビジネス SA, MMP）	事業を行うことを当事者に判断	事業の意義の明確化と社会進出への自信獲得	88年の事業化を境に本格化 「普通にサボれる職場作り」
当事者研究	当事者が自分の症状と向き合う	発表を通し自分と症状の関係を受け入れる	2001年から本格化
町内における当事者理解の学習会	近隣住民との対立を緩和させる	当事者にとっては近隣住民との接点を確認	96年以降課題が発生したときに行う町内会単位で講演

一つは話し合いの中から自分が障害者として生きることを受け止めるということ。もう一つは、当事者間で共通の課題を受け止める人間関係への模索——「弱さを絆に」という言葉で表現される——すること。両者を同時に確認していく作業として、ミーティングは「べてるの家」や当事者にとって重要な教育的な意味を持つ。さらに、前節で確認した「べてるの家」の共生のための街づくり実践は、以上のような当事者間の教育的な関係の成果として発現したという面があることである。以下に、このような「べてるの家」の実践と当事者の社会進出に結びついた「知の営み」としての当事者の実践の意味を確認していく。

(1) 当事者の社会進出・自己把握の基礎学習の場

SST=Social Skills Training とは、1988年に米国のリバーマン博士により紹介された認知行動療法の一つで、「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」などと日本では呼ばれている。精神障害をもつ人々は、薬物療法や精神療法などにより症状が改善した後も、対人関係のぎこちなさや日常生活の課題に対処する能力が障害をうけ（生活障害）、そのために家族や近隣、職場の人々との対人関係がうまくいかず社会適応が妨げられたり、それがストレスとなって再発を招くことがある。SSTは、当事者自身の発問により、対人関係を中心とする社会生活技能のほか、服薬自己管理・症状自己管理などの疾病の自己管理技能、身辺自立に関わる日常生活技能を高

表 4. SSTで課題となる技能

	具体的な技能の目的
疾病の自己管理技能	疾病の自己管理技能を高める認知と行動の両面に働きかける認知行動療方法。具体的には必要な知識や技能をモジュールに整理し、それをビデオやワークブックなどの教材にまとめた学習パッケージで、知識の提供だけでなく、ロールプレイや実地など、「必要なときに自分で対処できる」技能
社会生活技能	状況に合わせて、言語的・非言語的行動を適切に用いて、コミュニケーションをはかる技能
日常生活技能	日常生活をスムーズに行うために必要な行動を日常生活技能。具体的には食事をする、整理整頓をする、清潔にする、身なりをととのえる、金銭管理、電話をかける、電車や公共交通機関の利用、公共施設・機関の利用等。

める方法として注目を集めている。近年わが国でもその効果が認められ、1994年4月には「入院生活技能訓練療法」として診療報酬にも組み込まれた。現在では、医療機関や各種の社会復帰施設、作業所、矯正施設など多くの施設で実践され、精神障害をもつ人たちの自己対処能力を高め、自立を支援するための方法として、注目される療法のひとつとなっている²⁵。

浦河赤十字病院でも90年代の中ごろ以降病院の療法として取り入れ、「べてるの家」で培ってきたミーティングによる当事者の人間関係形成の歴史とあいまって、「浦河流のSSTの発展」²⁶を行ってきた。浦河町赤十字病院の精神医療面での特徴は、病院内のSSTの時間を通じて、「べてるの家」という当事者組織内でのコミュニケーションのメリットを、病院内でのSST療法に結合させた点にあるといってもよい。これは専門職、特に医師やPSW看護婦などにとっては、病院内だけの勤務から自らの職業範囲が町内の当事者組織まで広がるということであり、場合によっては「公私混同」²⁷と見られるような状況におかれることにもつながる。結果としてこのことは、①当事者自身に治療の場で自分の体調を語らせ、②専門職も病院だけではなく当事者の生活全般を念頭におきながら対応するといったように、SSTを形式的な生活基本動作の習得にだけ終わるのではなく対人関係訓練にまで到達させる可能性を引き出したものといえるだろう。

それではこのような専門家の努力は、当事者にはどのように意識されているのだろうか。道内で「精神分裂症」と診断され浦河に来て10年目、「べてるの家」福祉部門事業の責任者の一人でもあるS2さんは、以下のように自らの心境の変化を語っている。

S2氏 「……最初浦河に来たときには、自分の症状や苦しみを聞いてくれるということに感銘を受けた。しかし、自分の症状や、日常でのトラブルが、本当の意味で自覚されずにこにこしてばかりだった。心にシャッターとでも言うべきものがあり、自分の本心というものを語ることができずにいた。……べてるで働いたり、活動に参加していても、他の当事者が実際に発病して苦しんでいるのを、他人事として理解していることもあった。一方で自分の症状の苦しみや人間関係が、ミーティングの中で共有されたり、本になって発表されたりということで、自分の悩みが自分の手を離れて、次第に自分が裸にされるようになった。最初は非常に苛立ち暴れた時期もあった。現在では、そのような時期を踏まえた上で、自分の症状や状況を受け止められるようになった。……裸にされて裸にされて武装放棄して、初めて自分を受け入れられるようになり、最近では、カウンセリングに自分で答えを出せるようになってきた。」

一方浦河出身で高校卒業後東京に進学した際「精神分裂病が発病した」と診断されたOさんは、「べてるの家」でのミーティング、SST実践の意義を以下のように語っている。

O氏 「最初発病して、浦河にきたときには、自分が受入れられた一方で、何をしていたのかわからなかった。2～3年経ち、他の人の病気の状況などを聞くにつれ、他の人の苦勞をだんだん理解できるようになった。丁度同じころ、自分の病状を自分で名前を付けて表現するというのが、SSTのテーマになったことがあり、それがきっかけで自分の病状を語ることができるようになり、そのうち自分の病気を受け入れられるようになってきた。グチを言い合っているように聞こえていた他の参加者の発言も、次第

に自分にも関係あることとして理解できるようになってきた。先輩のHさんやMさん(PSW)の影響が大きいと思う。それまでは自分のプライドのようなバリアがあり、自分の病状など話しても理解されないというように思ったり、自分自身も『病氣』であることを受け入れられなかったように思う。以前は自分自身が世間並みに行なわないといけないと強く感じていた部分がどこかにあった。現在は、自然に自分のことを受け入れられるようになった。べてるにかかわらなかつたらちがう結果になっていたと思う。世間並みに生活するというに追われるのではなく、べてるの中で生活していくことが自然であると考えようになった。主治医には病気が直らないとかつていわれたことがあるが、現在では、病気が直らない自分というものを受け入れられるようになった。」

さらに、S2氏の事例においては、自らの弱点を他者との理解の中で模索するだけでなく、自分より病氣というものに経験の浅い仲間に対して、「その人が落ちる所まで落ちて(裸になるまえは)アドバイスをしないようにしている。落ちるところで落ちきってしまわないと本人のためにならないのであるべく失敗するように見守ることにしている」として、ミーティングの場において意識的に他の当事者にある教育的配慮を持ってかかわっている。S2氏の場合には、自己の形成が共同学習の場面で形成されたばかりでなく、さらに共同学習の場で自身が得た認識の変化と同様の実践を、医療専門家の「支援しない」という独特な教育的関係から当事者同士の教育的関係を構築する＝自己教育主体としての力量形成が確認できる。

以上、べてるの家の医療実践でもあるSSTやその土台となっている当事者自身によるミーティングの実践を柱とした教育実践をまとめると、以下のようなことが確認できたと思う。

- ① 医療現場が積極的に当事者組織の活動と連携をとることにより、専門職の当事者理解、当事者支援活動範囲が幅広いものになった。
- ② 以上のような実践により、当事者自身も、自身の課題を、自分だけで解決できるものとするのではなく、医療機関、専門職、当事者間の連帯の中で共有することが重要であることが自覚できるようになった。
- ③ 自分の悩みを解決できる場の創造と社会進出の基礎が形成された。

「べてるの家」では、当事者が普通に地域内に進出することを目的としているし、そのような実践の背景には、以上のような教育関係の構築というものが確認された。一方で当事者にとって見れば、以上のような学習活動を通して、社会進出する基盤が形成されたといえよう²⁸。

こうした営みは、PSWにも影響を与え、PSW・保健婦などが参加し、浦河町の赤十字病院で行われるSST「応援ミーティング」という形や、当事者間のSA設立という形で本格化している。専門を越えたネットワークの形成や当事者の社会進出の基盤を形成するなど大きな成果がある一方で、課題としては、不安定なときの症状を当事者や支援者が理解していく²⁹輪に入っていく層(他の住民など)の一部には、やはり当事者を受け入れづらいということに変わりがないことがある。また、そのような地域住民の不安以上に、当事者はいつまた不安定な状況が発生するかは病氣であるという以上答えようがない。そのような意味で当事者とそれを支えるグループになじめない住民にとって、以上のべてるの家の実践を支えてきた学習・教育活動はある限界をもちつつも発展してきていることが指摘できよう。

(2) べてるの家の共同学習支援と医療

以上、べてるの家で行なわれている当事者同士のミーティングや SST の実践における、教育的な営みを確認してきた。一方でそのような教育的な営みがなぜ医療の現場である病院関係者 M 氏と、K 氏から問題提起されてきたのか、また「べてるの家」で行われている活動は教育活動として医療行為と区別されるものなのか、という点について、具体例の中から確認していくことにする。

まず、医療の現場で、なぜ教育的な方法論がとられてきたのかという点について確認しよう。前述したように、M 氏の医療現場での経験は、アルコール依存症や精神分裂症と診断されている当事者の課題が、病院と自宅の往復で解決するものでないことを、発見させた。つまり入退院を繰り返すアルコール依存症や「精神障害者」とされる人々が、「なぜ入退院を繰り返すのか」という視点からさらに、精神医学が基本的には当事者を囲い込み人間関係や「当事者の苦勞する権利」を奪ってしまっている現状を認識するようになる。当事者の生活を障害ゆえに囲い込みきり縮めてしまうことでは、入退院のサイクルは根本的には変化しないことを経験の中から M 氏は理解する。また、K 医師は、病院の入退院を繰り返す「精神障害者」の中には囲い込まれる医療の仕組みの中でかえって傷つき、医師に本来の病状を告げないケースがあり「治療の場の中で自分の苦しみを言えないということが、残念ながら、今の精神医療の大半の現実」³⁰という課題認識がある。言わば、「べてるの家」の実践の中軸をになってきた二人の医療専門家は、入退院を繰り返すという医療問題を課題とした。そしてその課題に対しては当事者自身がもっている「(人間関係が煮詰まった結果発病する人が多いが、そのことは逆にいえば発病することが人間関係が煮詰った際に緩和装置になるので) 緩和装置を使つての(人間)関係改善の工夫」や「関係をバージョンアップさせていく力」に着目する必要がある点を指摘している³¹。ここで重要なのは、二人の医療専門家が、精神医療の枠組みの限界を課題として認識し、その際の対応策として当事者の「奪われた苦勞をとりもど」しを実践的に支援することをあげていることの評価である。言い換えるならば、「べてるの家」の実践は、既存の精神医療の対応策で解決できない点を、当事者の学びを媒介として、当事者自身と考える実践、として理解できるかもしれない。それは、社会教育の用語で説明するならば、M 氏の経験的な配慮によって当事者自身の自己教育を支援するというところに他ならない³²。

4. 「べてるの家」の教育システムに対する実践

以上「べてるの家」の街づくり・仕事づくり実践における当事者の教育的な関係、当事者間の共同学習に根ざす医療面での教育実践の側面を確認してきた。以上の分析によれば、街づくり・仕事づくり実践においては、当事者が街づくり・仕事づくりの実践により他者関係を積極的に受け入れることで自身の社会的な存在意義を確認していく過程が当事者の聞き取りから確認された。また「べてるの家」で日常的に行われる当事者間のミーティングという共同学習を基盤として、医療専門家とのかかわりで行われる医療学習活動が、当事者が社会進出する際の基盤となることを確認してきた。

「べてるの家」の実践が地域内で形成した街づくり・仕事づくりネットワークが、その内部において労働関係を形成する一方で、当事者自身の病状も含めて「隣人として生活すること」という点では、「べてるの家」の街づくり実践が課題を残していることを確認できた。またそれは、

一方で赤十字病院や医療専門家と「べてるの家」との間において展開された当事者の共同学習活動においても、当事者の「隣人として生活する」という点では地域内で同様である。

以上のような「べてるの家」の地域内での共同関係の限界を踏まえた上で、「べてるの家」はさらに、町内小中学校の授業実践への当事者の講師派遣、児童虐待に対する室蘭児童相談所とのネットワークの形成を行い、新たな意味で学校教育分野の課題を、自身の街づくり実践の課題として位置付ける取組みがなされている。これらの活動は、街づくり実践・当事者共同学習における医療学習実践における組織内の教育実践の蓄積を踏まえた実践展開として、位置付けることも出来よう。さしあたりここでは、「べてるの家」の授業参加の実践をべてるの家の新たな街づくり実践の展開としてふれることとする。

(1) 浦河小学校の背景

浦河小学校の授業参加は、当時6年生の担任を担当したS3氏が、社会科の授業を担当することにより可能となった。もともと、S3氏は社会科の授業でゲストティーチャーを積極的にとり入れた授業計画を立てていた。それに加えS3氏の妻が「べてるの家」のスタッフを行っていたこともあり、当事者たちにゲストティーチャーとして参加してもらうこととなった。もともとS3氏は自分自身が当事者に対する受け止める姿勢に疑問を持つところも在り、生徒の授業実践において差別的に扱われがちな当事者に「人権」の理解を深めるためのゲストティーチングを依頼することとなった。

S3氏によれば、「教科書を百回見ても伝わらないものが子供たちに理解されたと思う」「ゲストティーチャーの当事者の方が学校近辺の道を通るさいに子供たちが交流しているようだ」という一方で、具体的な学力の深まりや授業実践の総合的な評価に関しては、「一回の授業ではなんともいえない」との評価をくだしている。

(2) 荻伏中学校授業参加実践の背景

F氏は、地域内のPTAと教員を対象とした「べてるの家」の講演活動に参加し、「最近の生徒は、(弱者への配慮など)粗暴な点が多くなった。べてるの講演が町内の施設で行われると聞き中学校からほとんどの教諭が参加した。それを聞いて、(総合的な学習の時間の)福祉の部門で生徒達に聞かせたいメッセージがここにあると思い、ゲストティーチャーとして学校に招こうと思った」という。学校教員のほとんどがこの講演に参加していたこともあり、「総合の時間」の「産業・福祉」の時間で、地域で行われた「べてるの家」の講演の内容とほぼ同様の内容を授業で話してもらった。授業の評価としては、「関心の高い生徒の興味を引き出すことに成功したと思うが、結局学校内の生活態度に変化は見られなかった」として、授業実践が総合的には生徒の変化を導き出すにはあたらなかったと評価している。

(3) 教育実践に「べてるの家」の当事者が参加したことの意味

いずれにせよ、教育実践で「べてるの家」がかかわった授業は、多く時間を割いたとしても30時間ほど(荻伏中30時間、浦河小15時間)であり、授業実践として生徒たちに教育的インパクトを与えたほどのレベルのものであると評価できるものではない。むしろこの間の授業実践で、報告者が注目したいのは、浦河小学校にせよ荻伏中学校にせよ、教員が学校の中で生徒の生活態度に対して感じている疑問に対し、「べてるの家」の実践活動が何らかの教育的ヒント

を与るのではないかという期待から教員が自校の授業実践に「べてるの家」を招いているという点である。これは、「べてるの家」設立から中心となってきたM氏 (PSW) の「最近は何てるの実践自身を教育的な営みと捉えるようになり逆に教育の課題に『べてる』のノウハウが対応できるのではないか」という主張と対応しているものである。「べてるの家」を授業実践に参加させた教育専門家と、医療専門家の間では、当事者の共同学習における学びが教師自身が抱える教育課題に対し示唆を与えるものであるとの共通認識が成り立ちつつあるといえよう。

5. 「べてるの家」における当事者公共圏の限界とそれを克服する実践の条件

以上「べてるの家」の実践に即し、当事者組織内の教育実践、当事者組織外の教育課題に取り組む実践をそれぞれ確認してきた。

そこで重要だったのは、まず、「べてるの家」の実践が当事者公共圏の正統化過程という文脈において理解される際にその教育的関連すなわち「教育の公共圏」の構造が以下のように示された。第一に当事者組織内の実践に取り組む際に、医療専門家と当事者組織とが連携し、町内の当事者生活を念頭に置いた上での医療学習活動を展開したことにより、当事者の自らの症状や生活、人生についての疑問を専門家が誘発し、当事者自身がその間に自身で答えるような教育実践が展開されたことが確認されたこと。さらにその場面では、当事者の自己の課題と、当事者組織、医療専門家など、課題の共有が見られ、自分の課題は自分だけでは解決できない点を当事者が学びえたこと。

第二に、このような当事者組織内での教育活動の高まりを、教育関係者（学校教員）が「べてるの家」の活動から感じ、教育問題についての学校関係者と「べてるの家」との相互関係が形成されつつあること（※ただし授業実践の評価についてはS3教諭「子どもの変化はあるがうまく表現できない」、F教諭「関心のある子どもとそうでない子どもで評価が分かれる。…生活場面での変化の点では授業後に大きな変化は見られない」など、生徒レベルで教師の授業計画の意図が必ずしも伝わっているわけではない）。

第三に、学校教育関係者を中心に、べてるの家に対する地域内の新たな実践を行う時期に到達していることなどが確認できたと思う。

さらに課題の設定との関係で言えば、以上のような「教育の公共圏」の形成にあたり、当事者の自己教育的関係を条件付けていたのは、第一に、医療専門職の「教育的関わり方」であり、第二にそれに関連して医療専門性自身は地域内で拡張する「公私混同的手法」であり、第三に当事者自身が「苦労を取り戻す」ことを目的とした労働の場の進出などによって得られる当事者の学びの契機であった。

6. まとめにかえて——簡単な考察

以上の結果をふまえ若干の考察と本論の今後を提示することで本論のまとめに代えたいと思う。

(1) 当事者の自己実現

「べてるの家」の実践を理解する際に、当事者の自己実現という観点から、若干の考察を加え

てみよう。前述したように「べてるの家」の当事者の自己教育活動に注目をした場合、そこでなされる当事者の自己形成とは二重の意味においてその性格を理解する必要がある。第一に当事者の街づくり・仕事づくり実践における教育関係、つまり労働の場に当事者が進出することを契機として、他の人や浦河町の地域に役立つという他者理解の契機が、当事者に触発されたということ。第二に、当事者自身の医療問題に関するミーティング（共同学習の場）が形成されることにより、「裸にされた関係」としての当事者自身の自己形成が、他の当事者との間に学び合いで成立した他者関係を媒介にした自己形成であること。これは一言で言うならば自己実現・自己形成が共同化の論理を含むということだろう。すでに小林（1996）は、現西東京市の当事者支援の実践にふれながら、「人格と障害の一致」という問題定義をしているが、小林が「人格」³³としてあげているのは以上のような共同の論理を踏まえた自己形成の場面を念頭においているものとして理解できよう。

（2）教育の公共圏としての「べてるの家」

「べてるの家」を、当事者公共圏、教育の公共圏として位置付けた際に、「教育」と「公共性」をめぐる分析として、当事者公共圏が地域内で普遍化するために必要であった教育的営みとしては、以下のような示唆的な結果が明確にされた。第一に、先ほどもふれたように労働における自己実現とそれによって他者形成を引き受ける学び、労働を通じて当事者の他者形成が、当事者自身により学び取られたこと。第二に、当事者自身の共同学習・医療学習において社会進出を可能にする学びの場の形成と当事者の自己形成が同時になされたこと。第三に第二点目に関連して、当事者自己形成がなされるためには、専門職の公共性という点で、実践を行うにあたり医療専門家の「公私の区別」の脱構築が、一方では地域内において公私を分かたないという専門職の位置付けと、他方で当事者自身の自己形成も自身の「バリア」や「プライド」といったものを委譲する中で当事者が専門職の指摘を受入れていたり他の当事者との関係形成から自己形成を行うという、学習を通した自己と社会の関連が見られたこと。また第四に、地域内の教育専門職である教師が、「べてるの家」の当事者の共同学習や医療専門職の教育的実践にたいし、教師の抱える教育の課題との共鳴をしていること。第五に、一方で当事者の地域実践は、M氏によれば「地域の声でプレーキをかけるものではない」という認識で、行なわれていること。つまり「べてるの家」が地域内で正統化されるということをすべて見越して医療専門家が自身の専門領域を浦河で拡張させているわけではないということ。その点で言えば、「べてるの家」で行なわれている実践の持つ公共性とは、実践の中で創造されていく公共性である。現時点では、それは、当事者の学びと、当事者の労働、専門職の地域内での教育的な関係の役割拡張という努力等の点に支えられて、地域住民との間に創造されているものであるということ。

以上の点が確認された。

（3）課題

今後の課題としては、以下のような点があげられる。

第一に、今回行なえなかった学習内容の分析を中心にして、学習内容の展開と教育関係の形成の対応関係を分析する作業が残されている。

第二にまとめの最後で触れた点だが、「べてるの家」の実践では、「学びの共同化」がそのまま「地域の共同化」として対応しないところで両者が統一されながら実践が展開しているように思

われるのだが、両者を統一している構造・論理をどのように考えるのか。

第三に、当事者の自己形成に関して、分析したように当事者が自身の障害を、自分のものと受け止めるという点を「べてるの家」の教育実践の自己形成の課題とするならば、それは上述したように、労働の場にふれることを通した他者関係の形成であったり、共同学習を通した他者関係の形成であったりするわけだが、それらの要素がなぜ結びつくのかは、理論的にも実証的にも明確にできなかった。労働における学びの要素と他者を共同学習によって理解するという文脈がなぜ関連しているのかを、教育学的に考察することが今後課題となる。

以上の課題を今後次回以降の研究課題としたい。

〈注〉

- 1 ハーバーマス『公共性の構造転換（第二版）（Struktur Wandel der Öffentlichkeit Suhrkamp 1990） 細谷，山田訳，未来社，1992 年』
- 2 斎藤純一『思考のフロンティア—公共性』，岩波書店，2000 年。
- 3 Fraser, Nancy, 1992 “Rethinking the public sphere” In C. Calhoun ed., Habermas and the Public Sphere, MIT. (山本啓・新田滋訳『ハーバーマスと公共圏』未来社，1999 年)
- 4 宮崎隆志「社会教育実践の公共性」，『日本社会教育学会紀要』No 36, 2000 年，および宮本憲一／諸富徹「市民運動と公共性」，『現代思想——公共圏』第 31 巻 6 号，青土社，2002 年など参照。
- 5 ここでは、筆者が教育の公共的な機能として、「学習による私権の委譲」という点があることを念頭においていることを指摘するに留めよう。勝田守一がかつて指摘したように「学習」は「発達」との相互連関において捉えるという点で、ある種の社会的相互関係を前提に定義せざるをえないが、教育は学習に目的を与えるという点で、より社会的制約を受けたものとして学習と区別されなければならないだろう。教育を「学習を媒介にして発達 [に影響] を及ぼす (勝田 1990)」社会関係として捉えるならば、学習の意義付けや意味付けを教育目的として措提する教育の社会的機能、及びその社会的関係の内実が、それが「教化」であろうと、「自己教育」であろうと、抽象的には学びを媒介とする「社会化」過程として理解される点には異論は無いであろう。むしろ筆者の関心では、「教育の公共性」がどのような場で、且どのような教育的関係のもと、「教育が行なわれた際の到達点として目的となっているものは何なのか」というような問いを特定の文脈に沿って教育関係を分析することが今後課題として必要であるように思われる。なを以上のような教育の性格に注目した研究として、宮崎の「勝田と宮原の差異に関する研究」がある (宮崎 2001)。
- 6 ここで想起されたいのは、自己教育の主体を「組織化にいたる主体」として構想した藤岡貞彦の研究である。藤岡の理論の意義については、大谷 (1996 年) 及び拙論「自己教育論における自己形成の課題」(『北海道大学教育学部社会教育研究室報第 20 号』) 参照
- 7 当事者公共圏のなう対抗的「公共性」の意味内容は、拙論「『教育の公共性』と地域的公共圏の形成 (『北海道大学大学院教育学研究科紀要 No.84』) 及び、「自己教育論における自己形成の課題 (『北海道大学教育学部社会教育研究室報第 20 号』)」参照のこと。
- 8 鈴木敏正は以上のような自己教育の実践的努力を社会的陶冶過程として理解する枠組を提示している (鈴木 1992 参照)。
- 9 鈴木は以上のような社会的排除の問題に取り組む自己教育の立場として「地域とともにある教育」の創造を提唱している。鈴木『叢書地域をつくる学びⅡ生涯学習の構造化』，北樹出版，2001 年参照のこと。
- 10 社会教育の領域で「べてるの家」の実践を紹介したものに向谷地生良「『べてるの家』に学ぶ街づくり」，『月刊社会教育』No 501, 1997 年 9 月号がある。
- 11 筆者は、かつて勝田守一が「学習の主體的編成」という意味で定義した文脈にそって、「教育」を学習に基づく社会関係として、理解している。勝田守一『能力と発達と学習』，国土社，1990 年参照のこと。
- 12 「浦河べてるの家」公式ホームページ <http://www.tokeidai.co.jp/beterunoie/beterunoietoha.htm> より。
- 13 向谷地前掲書および、浦河べてるの家『べてるの家の「非」援助論』医学書院，2002 年，および斎藤道雄『悩む力』みずす書房，2002 年など参照のこと。

- 14 当時半年に一回退院しては再入院するアルコール依存患者の事例で、M氏とK医師は病院が社会から患者をより遠ざけてしまう役割を果たすことに気づき、患者の入退院の期間を短くして地域と患者の関係を身近なものにしていく治療方針を実践した。
- 15 以後5年にわたり、M氏は病院から遠ざけられる。浦河べてるの家、斉藤前掲書232頁参照。
- 16 「べてるの家」スタッフ聞き取りによる。ちなみに、2001年度の事業実績としては、日高昆布事業約2,000万円、ビデオ（販売）事業2,400万円、有限会社福祉ショップべてる約2,000万円など合計して約1億円となっている。
- 17 当初「当事者に商売ができるはずがない」という当事者の言葉に反発して始まった産直事業であったが、今まで社会から排除されていただけに事業で自信がついてくると「福祉の用品を販売しては」「清掃や廃棄物処理の事業」などと積極的に事業内容を語り合うような形で、当事者間に「金儲けすること」の意義が深まった時期でもあった。詳しくはべてるの家、斉藤前掲書64頁参照。
- 18 べてるの家前掲書166頁参照。
- 19 「べてるの家」が全国規模で活動を展開するに当たり、「べてるの家」は教育委員会特に社会教育職員にとつて、協力を得やすい組織として認識されるようになった。「こちら（社会教育）は援助できるところを補助金の申請などという形で応援するし、逆にべてるの全国的な人脈や組織力を企画として利用させてもらった。」と社会教育職員A氏は「べてるの家」との協力関係についてかたっている。その一方で、実践家M氏はすべての住民と「べてるの家」との関係が決してスムーズなものばかりでなく、一方では「隣人として精神障害の方と生活することにはまだまだ課題がある」と評価している。
- 20 関係者聞き取りによる
- 21 べてるの家の本制作委員会『べてるの家の本——和解の時代——』1992年56頁参照。
- 22 べてるの家前掲書57頁。
- 23 べてるの家の本制作委員会前掲書244頁参照。
- 24 べてるの家前掲書219頁参照。
- 25 『作業療法ジャーナル』Vol.25.No.5. 1991年5月号、浦河べてるの家『べてるの家の「非」援助論』2002年およびSST普及会ホームページ <http://www3.justnet.ne.jp/~jasst/index.htm> より作成。SSTは、全国的に1994年より分裂病中心に病院療法としても行われている。ただし、実際に行われているSSTの中には、洗顔、歯磨き、床あげ、食事、入浴、洗髪、髪反り等の基本的動作が中心で、対人生活訓練までは行っていないものもあり、実際には実践を行う病院、自立支援組織などの方針により重点の置き方が異なると思われる。
- 26 M氏のインタビューより。
- 27 べてる前掲書210頁。
- 28 聞き取りをした中では「自分の苦しみを他人にはわかってもらえないと思っていたが、べてるのミーティングなどにより自分が病氣とともに歩むしかないことを受け入れられるようになった。また一方でこのような仲間の存在を財産として確認できるようになった」という発言がS2氏、O氏ともにあった。
- 29 前掲M氏は分裂症を「関係によって発症したもの」ととらえ、このような症状には「関係を改善すること」でしか改善されないとしている。
- 30 べてる前掲書232頁参照。
- 31 同228頁。
- 32 一方で、ではなぜ、現在の精神医療が解決できない点を自己教育という点で解決しようとする実践が成立可能なのか、その点は今後考察せねばならない点として、筆者の課題としたい。
- 33 ただし、小林の言う「人格」が、旧来から議論されてきた古典的意味での人格とは異なっていることに注意されたい。ある意味で小林の言う「人格」は、近代的な意味での「人格」（すなわち現在であれば自己責任主体のようなモデルに）に収まりきらない部分を併せ持つということを踏まえると、なぜ「人格」という用語に固執する必要があるのか、必ずしも明確ではないという点だけは指摘しておきたい。

〈参考文献〉

「べてるの家」に関連する文献

浦河べてるの家『精神分裂病を生きる。[ビデオ] 2000 年, 浦河べてるの家企画・制作

- 1-2. 妄想篇; 1: 四六時中のぞかれていた七年間
- 1-2. 妄想篇; 2: ヒーローたちの戦い
- 3: “幻聴” から “幻聴さん” へ
- 4: 721 人の幻聴さんとともに
- 5: 成長する幻聴さん
- 6: 幻覚とも幻想とも仲よく暮らす
- 7: ひきこもりのすすめ
- 8: 言葉にできない思いの爆発
- 9: 飲まされるクスリ飲むクスリ
- 10: 話すことから始まる回復への道

べてるの家の本製作委員会『べてるの家の本——和解の時代——』1992 年。

浦河べてるの家『べてるの家の「非」援助論』医学書院, 2002 年。

斉藤道雄『悩む力: べてるの家の人びと』みすず書房 2002 年。

向谷地生良「生きる苦勞を取り戻す: 地域における「生きにくさ」と「生きやすさ」と (特集精神障害の人に
としての「生きにくさ」とは何か——地域生活場面) 『精神障害とリハビリテーション』日本精
神障害者リハビリテーション学会編 6(1) 2002 年。

〃 「「非」援助の援助——精神障害者の自立支援をめぐる」『教育と医学』教育と医学の会慶応義塾
大学出版会 50(7) 2002 年。

〃 「べてるの家の実践に学ぶ suffering と well-being」『日本保健医療行動科学会年報』日本保健医療
行動科学会 16 2001 年。

〃 「「べてるの家」の歩みから考える心の」『教育と医学』教育と医学の会慶応義塾大学出版会) 48(12)
2000 年。

〃 「「べてるの家」に学ぶ街づくり」『月刊社会教育』国土社 41(9) 1997 年。9 月号。

大川浩子; 池田望: 「べてるの家とセルフヘルプグループ」『作業療法ジャーナル』34(7) 2000 年。7 月。

小林繁編著『この街がフィールド: 障害をもつ人の生涯学習ハンドブック』れんが書房新社, 1998 年。

その他の文献

岩本俊一「戦後日本における自己教育概念に関する一考察」『東京大学教育学研究科紀要』第 39 号, 1999 年。

大谷直史「社会教育における環境教育研究の課題」『北海道大学教育学部紀要』第 71 号 1996 年。

大槻宏編『自己教育の承譜と構造』早稲田大学出版部, 1981 年。

勝田守一「行動の自主性と知性」『勝田守一著作集第 7 巻』国土社, 1974 年。

加藤悦雄「市民福祉活動における公共圏としての役割を考える」『東洋大学大学院紀要 (社会学研究科)』第 37
号, 2000 年。

小林 繁『学びのトポス: 社会教育計画論』れんが書房新社 2000 年。

『君と同じ街に生きて: 障害をもつ市民の生涯学習・ボランティア・学校週五日制』れんが書房新社
1995 年。

小林繁編著兼松忠雄, 津田英二著『学びのオルタナティブ: 障害をもつ市民の学習権保障の課題と展望』れん
が書房新社, 1996 年。

小松佳代子「統治・教育・自己」『東京大学教育学研究科紀要』第 39 号, 1999 年。

斎藤純一『思考のフロンティア——公共性』, 岩波書店, 2000 年。

〃 『思想』No 925, 岩波書店, 2001 年。

坂口 緑「公共圏と市民社会——生涯学習における個人——」『東京国際大学論叢経済学部編』第 23 号, 2000 年。

社会教育基礎研究会編『叢書生涯教育 I 自己教育の思想史』雄松堂出版, 1987 年。

鈴木敏正「相互教育の基盤としての間主観性」『社会教育研究』北海道大学教育学部社会教育研究室, 1986 年。

〃『自己教育の論理』, 筑波書店, 1992 年。

〃『北海道大学付属産業教育計画研究施設研究報告書——地域生涯学習の計画化』第 47 号, 1995 年。

田崎英明「公共圏」『現代思想』2000 年 2 月増刊号, 青土社, 2000 年。

辻 浩「教育福祉問題と住民の学習権保障——社会参加をすすめる現代教育改革を(社会教育と現代教育改革の論点(2))」『月刊社会教育』国土社 45(2) 2001 年。2 月号。

〃「障害者の就労と自己実現——〈生活関係形成〉と〈社会間移動〉を中心として」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』日本社会事業大学社会事業研究所 34 号 1998 年。

〃「ノーマライゼーションと人間・地域の発達」『月刊社会教育』国土社 41 号(9) 1997 年 9 月。

野平慎二「教育の公共性と政治的公共圏」『教育学研究』第 67 卷, 第三号, 2000 年。

藤岡貞彦『教育の計画化』, 総合労働研究所, 1977 年。(藤岡 1977 a)

〃『社会教育実践と民衆意識』, 草土社, 1977 年。(藤岡 1977 b)

藤岡貞彦・島田修一編『社会教育概論』, 青木書店, 1982 年。

堀尾輝久『現代教育の思想と構造』(同時代ライブラリー版), 岩波書店, 1992 年。

宮崎隆志「社会教育実践の公共性」『日本社会教育学会紀要』No 36, 2000 年。

〃「教育本質論における宮原誠一と勝田守一の差異について」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 83 号 2001 年。

『現代思想』第 30 巻第 4 号, 青土社, 2002 年。